最低制限価格の運用について

令和4年10月名張市

(1) 工事に係る最低制限価格

最低制限価格は地方自治法施行令で設定することができることとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請けの正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される「工事に伴い最低限必要な費用(P)」とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の 7/10 を下回る時は 7/10 とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとする。その額が予定価格/1.10 の 7/10 を下回る場合は 7/10 以上となるように P/1.10 値の万円未満を切り上げるものとする。

◎ 工事に伴い最低限必要な費用=P

【工事区分】

- ① 一般土木工事(水道土木工事を含む)

②建築工事等

〈一般〉

〈解体工事〉

 $P = {$ 直接工事費 $\times 90\% \times 0.97 +$ 共通仮設費 $\times 0.97 +$ (直接工事費 $\times 10\% +$ 現場管理費) $\times 0.9 +$ - 般管理費等 $\times 0.75$ } $\times 1.10$

※建築工事に付随する設備工事は、上記〈一般〉に準ずる。

③鋼橋製作及び架設工事

- ④機械設備製作・据付工事(下水及び水道機械設備工事を除く)
 - $P = \{(直接製作費 + 直接工事費) \times 0.97 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.97 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) <math>\times 0.9 + 般管理費等 \times 0.75\} \times 1.10$

- ⑤電気・通信設備工事(下水及び水道電気・通信設備工事を除く)
 - - ※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。
- ⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事
 - $P = { 機器費 \times \underline{0.92} + 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.97 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) <math>\times 0.9 + -$ 般管理費等 $\times \underline{0.75} \} \times 1.10$
 - ※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。
- ⑦水管橋製作及び架設工事
- ⑧水道機械設備及び水道電気・通信設備工事
 - P = {機器費 $\times 0.92$ + 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$ + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) $\times 0.9$ + 一般管理費等 $\times 0.75$ } $\times 1.10$ %機器費には購入機器費を含むこと。
 - (注) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。
 - (注) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐 開、除根等の処分費」を直接工事費として、最低制限価格を算出するものとする。
 - (注) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
 - (注)複数の諸経費体系で構成された工事を発注する場合は、各々の工事の諸経費体系毎にP/1.10値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。
 - (注) 工事に伴い最低限必要な費用 (P) の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。
 - 「P算定式の直接工事費」=「設計内訳表の直接工事費計」+「スクラップ評価額」

(2) 測量・設計業務に係る最低制限価格

測量・設計業務の委託契約については、①人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが高く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、②このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられる不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、③ダンピングによって入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定された「業務委託に伴い最低限必要な費用(P)」とする。

ただし、下記の考え方に基づき算定された金額が予定価格 7/10 を下回る時は 7/10 とし、最低制限 価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとする。その額が予定 価格/1.10 の 7/10 を下回る場合は 7/10 以上となるようにP/1.10 値の万円未満を切り上げるものとする。

◎ 業務委託に伴い最低限必要な費用=P

【業務委託区分】

- ① 測量業務(権利調査を含む)P=(直接測量費+諸経費×0.6)×1.10ただし 諸経費=間接測量費+一般管理費等
- ②設計業務·用地調查等業務
 - 1. 積算に技術経費の項目を計上しない場合 P=(直接原価+その他原価+一般管理費等×0.5)×1.10
 - 2. 積算に技術経費の項目を計上する場合 P = (直接業務費+諸経費×0.6+技術経費)×1.10ただし 諸経費=業務管理費+一般管理費等

 建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

③地質調査業務

P= (純調査費+諸経費×0.5+解析等調査業務費×0.8) ×1.10 ただし 純調査費=直接調査費+間接調査費 諸経費=業務管理費+一般管理費等

- (注) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
- (注)複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎にP/1.10値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。

(3) 最低制限価格設定の運用範囲

物品取扱等を除く条件付き一般競争入札を対象とする。

【改正履歴】

- ・令和3年4月改正(令和3年4月1日以降に公告する案件より適用) 端数処理を千円未満切り捨て→万円未満切り捨てへ。
- ・令和3年7月改正 設計金額と予定価格を同額とする試行案件の場合の説明書きを追加。
- ・令和3年10月改正(令和3年10月1日以降に公告する案件より適用) 上限の撤廃。工事区分⑤、⑥、⑧の算定式を変更。
- ・令和4年4月改正(令和4年4月1日以降に公告する案件より適用) 解体工事及び設計金額10億円以上の工事を最低制限価格の設定対象へ。設計金額と予定価格を同額と する試行案件の場合の説明額を削除。予定価格決定のくじ引きを行う場合の規定を削除。
- ・令和 4 年 7 月改正(令和 4 年 7 月 20 日以降に公告する案件より適用) 「権利調査」の最低制限価格の算定方法を「用地調査業務」から「測量業務」へ。業務委託区分①、② の変更。
- <u>・令和4年10月改正(令和4年10月1日以降に公告する案件より適用)</u> 工事区分①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の算定式を変更。